

県本部各課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年
宮 本 少 第 2 9 7 号					
令 和 6 年 3 月 1 1 日					
宮 城 県 警 察 本 部 長					

宮城県警察少年サポートセンター等運営要綱の制定について（通達）

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第14号に規定する少年サポートセンターについては、少年警察活動規程（平成14年宮城県警察本部訓令第29号）により、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第3条第4項の規定により生活安全部少年課に置かれた少年サポートセンターせんだい並びに訓令第4条の2の規定に基づく宮城県警察少年補導・育成センター及びブロック少年補導・育成センターとして運営してきたところ、少年サポートセンターせんだいの名称変更に伴い、運営方法等を見直し、訓令を改正するとともに、別添のとおり宮城県警察少年サポートセンター等運営要綱を制定し、令和6年4月1日から施行することとしたので通達する。

なお、これに伴い、「少年サポートセンターせんだい運営要綱の制定について（通達）」（平成27年3月23日付け宮本少第300号）及び「宮城県警察少年補導・育成センター設置要綱の一部改正について（通達）」（令和3年2月19日付け宮本少第112号）は廃止する。

別添

宮城県警察少年サポートセンター等運営要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第3条第4項の規定により生活安全部少年課に置かれた宮城県警察少年サポートセンター（以下「本部センター」という。）及び少年警察活動規程（平成14年宮城県警察本部訓令第29号）第5条第1項に規定するブロック少年サポートセンター（以下「ブロックセンター」という。）（以下「少年サポートセンター」と総称する。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 組織等

- (1) ブロックセンターの設置先ごとのブロック（「県下警察署のブロック編成の見直しについて（通達）」（平成31年2月22日付け宮本務第302号）で定めるブロックをいう。以下同じ。）及び名称は、次の表のとおりとする。

ブロック	名 称	設 置 先
中央ブロック	中央ブロック少年サポートセンター	仙台中央警察署
沿岸ブロック	沿岸ブロック少年サポートセンター	石 巻 警 察 署
仙北ブロック	仙北ブロック少年サポートセンター	古 川 警 察 署
仙南ブロック	仙南ブロック少年サポートセンター	岩 沼 警 察 署

- (2) 少年サポートセンターの指揮系統並びに所長及び所員は、別表のとおりとする。
- (3) 少年サポートセンターの所員は、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）が推薦した者の中から、警察本部長が指定し、少年サポートセンター所員指定名簿（別記様式第1号）に登載してこれを運用するものとする。

3 任務

- (1) 少年サポートセンターの任務は、次に掲げるとおりとする。ただし、オには、本部センターに限る。
- ア 少年相談に関すること。
 - イ 継続補導に関すること。
 - ウ 被害少年に対する継続的支援に関すること。
 - エ 少年補導に関すること。
 - オ ブロックセンターの活動に係る指導及び助言に関すること。
 - カ その他少年警察活動に関すること。

- (2) 少年課長は、少年サポートセンターの事務を掌理し、適正な運営に努めるとともに、少年サポートセンターの指揮監督及び連絡調整を行うものとする。
- (3) ブロックセンターの設置先の警察署長（以下「ブロック署長」という。）は、当該ブロックセンターの事務を掌理し、その効果的な運営に努めるものとする。
- (4) 別表に規定するブロックセンター所長は、当該ブロックセンターの適正な運営に努めるとともに、当該ブロック内の警察署との連絡調整を行うものとする。

4 活動範囲

活動範囲は、本部センターの所員にあつては県下全域と、ブロックセンターの所員にあつては原則として当該ブロック内とする。

5 派遣及び派遣要請

- (1) 少年課長は、前記3-(2)に規定する任務を遂行するために必要があると認めるときは、ブロック署長及び関係警察署長に対し、少年サポートセンター所員派遣要請書（別記様式第2号）により、当該ブロックセンター所員を本部センターに派遣するよう要請するものとする。
- (2) 警察署長は、少年サポートセンター所員の派遣が必要である場合は、少年課長と協議の上、少年サポートセンター所員派遣要請書により、少年課長及びブロック署長（以下「少年課長等」という。）に対し派遣を要請するものとする。
- (3) 少年課長等は、警察署長から派遣要請があつた場合は、少年サポートセンター所員を当該警察署に派遣することができるものとする。

6 事案の引継ぎ

少年課長は、少年サポートセンターで取り扱った次の事案について、当該事案に対処する警察署長に引き継ぐものとする。

- (1) 非行少年を発見し、又は非行少年に関する情報を得た事案
- (2) 福祉犯の被害者を発見し、又は福祉犯に関する情報を得た事案
- (3) 少年に関する各種法令の違反行為を認知し、又は被疑者、被害者、参考人等関係者に関する情報を得た事案
- (4) その他少年相談、継続補導等について警察署で措置することが適当と認められる事案

7 教養訓練

少年課長は、少年警察活動に必要な知識及び技能の向上を図るため、必要に応じて少年サポートセンター所員に対する教養訓練を実施するものとする。

8 関係機関及び団体との連携

少年課長等は、少年サポートセンターの効果的運用を図るため、専門的知識を有する関係機関及び団体との連携を図るものとする。

9 報告

- (1) ブロック署長は、ブロックセンターの活動の実施の都度、少年課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。
- (2) 前記(1)の規定にかかわらず、ブロック署長以外の警察署長が少年サポートセン

ター所員の派遣を要請したことにより活動を実施した場合には、当該警察署長が少年課長を経由して生活安全部長に報告するとともに、当該所員を派遣したブロック署長に対しても同様の報告を行うものとする。

別表

【少年サポートセンターの組織】

宮城県警察少年サポートセンター 所長 少年課長															
<table><tr><td colspan="2">本部少年サポートセンター</td></tr><tr><td>所 長</td><td>少年課長</td></tr><tr><td>所 員</td><td>少年課の少年警察補導員・警察官及びその他の職員</td></tr></table>				本部少年サポートセンター		所 長	少年課長	所 員	少年課の少年警察補導員・警察官及びその他の職員						
本部少年サポートセンター															
所 長	少年課長														
所 員	少年課の少年警察補導員・警察官及びその他の職員														
<table><tr><td>中央ブロック少年サポートセンター</td><td>沿岸ブロック少年サポートセンター</td><td>仙北ブロック少年サポートセンター</td><td>仙南ブロック少年サポートセンター</td></tr><tr><td>所長 仙台中央警察署 生活安全課長</td><td>所長 石巻警察署 生活安全課長</td><td>所長 古川警察署 生活安全課長</td><td>所長 岩沼警察署 生活安全課長</td></tr><tr><td>所員 中央ブロック各警察署の少年警察補導員・少年警察担当警察官</td><td>所員 沿岸ブロック各警察署の少年警察補導員・少年警察担当警察官</td><td>所員 仙北ブロック各警察署の少年警察補導員・少年警察担当警察官</td><td>所員 仙南ブロック各警察署の少年警察補導員・少年警察担当警察官</td></tr></table>				中央ブロック少年サポートセンター	沿岸ブロック少年サポートセンター	仙北ブロック少年サポートセンター	仙南ブロック少年サポートセンター	所長 仙台中央警察署 生活安全課長	所長 石巻警察署 生活安全課長	所長 古川警察署 生活安全課長	所長 岩沼警察署 生活安全課長	所員 中央ブロック各警察署の少年警察補導員・少年警察担当警察官	所員 沿岸ブロック各警察署の少年警察補導員・少年警察担当警察官	所員 仙北ブロック各警察署の少年警察補導員・少年警察担当警察官	所員 仙南ブロック各警察署の少年警察補導員・少年警察担当警察官
中央ブロック少年サポートセンター	沿岸ブロック少年サポートセンター	仙北ブロック少年サポートセンター	仙南ブロック少年サポートセンター												
所長 仙台中央警察署 生活安全課長	所長 石巻警察署 生活安全課長	所長 古川警察署 生活安全課長	所長 岩沼警察署 生活安全課長												
所員 中央ブロック各警察署の少年警察補導員・少年警察担当警察官	所員 沿岸ブロック各警察署の少年警察補導員・少年警察担当警察官	所員 仙北ブロック各警察署の少年警察補導員・少年警察担当警察官	所員 仙南ブロック各警察署の少年警察補導員・少年警察担当警察官												

別記様式第1号

少年サポートセンター所員指定名簿

[illegible]

別記様式第 2 号

生活安全部少年課長 殿
警察署長

宮 号 外
年 月 日
(所 属 長)

少年サポートセンター所員派遣要請書

活 動 名											
派 遣 期 間											
派 遣 場 所											
派遣要請理由											
少 年 課 受 理		月 日午前・午後 時 分 (受理)									
派 遣 職 員 名	所 属	係		階 級		氏 名			備 考		
関係警察署への連絡	日 時										
	発 信 者										
	受 信 者										
備 考											